

大東監告示第3号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第1項及び同条第2項の規定により定期監査等を実施した  
ので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和4年12月7日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 大東真司

【担当 監査委員事務局】

# 令和4年度 第2回 定期監査等の結果報告

## 1. 監査の対象

市民生活部

(市民政策課、環境課、市民課、人権室)

## 2. 監査の期間

令和4年9月12日～令和4年11月22日

## 3. 監査の方法

大東市監査基準に基づき、市民生活部の室及び各課が分掌する令和4年度の事務事業について、関係する帳簿及び保管する文書の提出を求めた。

これらを基に文書を提出した部署から事情を聴取し、その財務及び一般行政に係る事務執行が法律、条例、規則、要綱等に合致したものとなっているか、又、効果的、効率的に行われているかについて監査を行った。

## 4. 監査の結果

概ね適正に事務が執行されていたが、一部に是正すべき事項があったので、下記のとおり指摘を行う。

### (1) 随意契約について 【市民政策課】【環境課】【市民課】【人権室】

自治体の契約は、競争入札で行うのが原則であり、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合のみ随意契約できるとされ、契約締結の起案書には該当する条項とその理由を記載しておくべきである。

しかるに他の条項が該当すると思われる場合においても「その性質又は目的が競争入札に適しない」とする同項第2号に該当するとした事案や、市が同項第1号に該当する場合は、他の条項に該当する場合であっても第1号が優先するという取り決めにもかかわらず、第1号該当としていない事案、契約締結起案でなく実施起案に随意契約の該当条項とその理由を記載している事案が見られた。

各部署において、決裁権者は所掌事務の責任者として、契約事務の状況を的確に把握し、適正な取扱いとなるよう配下の職員に指導されたい。

### (2) 適切な文書処理について 【環境課】【市民課】

環境課では決裁日の未記入など不十分な文書処理が非常に多くあり、市民課でも受付印の欠落などが見受けられた。それ以外にも起案文書の中で意思決定の内容を「添付文書参照」と端折ったり、意思決定内容が不明確なものが各部署で見受けられた。これらの事案の原因は、起案者の文書処理に関する理解不足から生じると思われるため、当該事案を所掌する部署の上司は普段から課内の文書処理の水準が向上するよう、自ら指導に値する知識を身に付けるとともに、起案者等に対し適正な文書処理の指導を実践されたい。なお、来年度から導入される電子決裁システムの準備が進められているが、第三者が起案文書から意思決定がわかるように原課として円滑に運営できるよう対応されたい。

### (3) 会計年度について 【環境課】

自治体の会計原則の1つに「会計年度独立の原則」がある。大阪府からの権限移譲事務に係る交付金について、原因となる事務の翌年度で処理されていた。この事案は単なる処理ミスではなく、会計原則が全く意識されていなかったことと前例踏襲主義から生じた結果ではないかと思われる。通常考えられない事案であるが、今後の適正な処理は当然のこと、同じミスを繰り返さないような事務改善を工夫されたい。

### (4) 不納欠損処理について 【人権室】

ヒューネット裁判に係る損害賠償金については、令和3年度に相続財産管理人から相続財産管理事務の終了通知が送付され、これ以上取り立てる財産がないことが判明した。この状況に当たって人権室の事務処理が遅れ、令和4年度に入ってから権利放棄の議決を得ずに、日付を遡って不納欠損処理したが、その事実と経過の説明が二転三転したこともあって議会が問題視し、関係職員の処分に至る大きな混乱となった。

そもそも本事案の原因は、日付を遡って不納欠損処理したことにあり、これによって、市長、議会など関係者への説明が後回しになって、議会に不信感を持たれ、理事者側が統一的に対応できなかったように思われる。

今後、同様の事案を起こさないために、関係部署間の情報共有と連携強化が必要とされているところではあるが、監査委員としては、不納欠損処理に関する例規の整備を提案したい。市民生活部は直接の所管ではないが関係部署とともに改正を検討されたい。

現在の例規において不都合を感じるのは、不納欠損処理を行う時期が規定されていないことである。不納欠損処理は慌てて行うものではなく、ずるずると先送りするものでもない。種々の手を尽くしても債権の徴収困難が確定した場合、市議会の議決が必要な場合はそれを得て、年度末の決算に合わせて行うことを原則とするよう例規で規定できないか検討いただきたい。

又、不能欠損処理は「50万円以上の権利放棄には議決が必要」と債権管理条例第6条に規定しているが、「市長の専決処分事項の指定について」と内容が重複し、実効性に乏しい状況であることも併せて検討されたい。

(5) 正確な情報の記録と公開について 【人権室】

「(2)の適切な文書処理」と重複する部分があるが、本市では「開かれた市政実現のため、情報の公開によって市民の市政への参加を促進し、市民と市との信頼関係を深め、市民主体の市政を実現する」と情報公開条例で規定されている。

野崎まちづくり委員会は、野崎地区の市有地の処分という市政の方向性を議論する場であるにも関わらず「市の組織ではないために市の公開規定の対象外である」と、公開を否定している。会議での闊達な議論を阻害するというのであれば、後日、発言者の名前を消した会議録を公開すればよいのであって、このような姿勢は、市民全体の市政への参加に反するものである。又(4)にも関連するが、担当部署のファイルには会議の内容の経過を示した記録がなく、同条例の「会議録等必要な文書等の作成を怠ってはならない」という規定にも反している。所掌する事務すべてにおいて、正確な情報を記録し、必要に応じて公開できる体制づくりを求める。

(6) 職務の積極的な遂行について 【人権室】

令和2年度決算の決算審査で「野崎地区にある市有財産の未利用地」について人権室に質問したところ、基本方針は政策推進部が所管しており、人権室は具体的な進め方を議論する「大東市野崎地区まちづくり委員会」の事務を所管しているに過ぎないとした。これを受けて今回の定期監査で、当該委員会の会議の状況を確認したところ、令和4年度上半期で2つの小委員会が3回しか開催されておらず、(5)でも指摘したように、会議の内容すら公表されておらず、会議を開催するだけで、全く内容の進展を確認できなかった。又老朽化している旧北条教育センター分館の将来構想を質問したところ「所管でない」と取り付く島もない回答であったことなど、積極的に課題を解決しようとする姿勢を全く感じることができなかった。このような課題をやり過ごす姿勢が幾つもの事例に感じられ、(4)の不納欠損処理の問題などを引き起こした遠因(インキュベータ)になったものと思われる。人権室の職員すべてがそうであるとは思いたくないが、人権室の職員や他課の職員であっても心当たりのある者は、課題に対して積極的かつ熱意をもって職務を遂行するとともに、幹部職員が率先して見本となる姿勢を示していただきたい。

5. 監査委員意見

市民生活部においては、自治会、防犯、ごみ収集、住民票、人権といった市民

の生活基盤を支える地味ではあるが重要な部署である。事務の性格上、コロナ禍の影響は他部に比べて比較的少ないが、多くの市民と向き合う中で、地道に業務をこなしている実態がうかがえる。

多種多様な業務の中で、市民政策課では市民にとって複雑で分かりにくい防犯灯などの補助制度において、「市民向けの申請ガイド」を作成していた。市民向けの案内は各部署で作成されているが、このガイドがとても良くできていると感じたので披露しておきたい。他の部署も市民の目線に立って市民に分かりやすいツールの作成を心掛け工夫していただきたい。

(1)(2)で指摘した「随意契約」と「文書処理」は、室課の間で適否の差が大きかった。これについては市民生活部の中で原因を明らかにし、すべての室課の事務の水準が向上するよう努められたい。なお、これらの不適当な事案は、市民生活部に限るものではなく各部署で見受けられ、定期監査のたびに指摘している。先の総務部の定期監査においても、当該事務の市全体の所管である財産管理課と総務課に改善を指摘したが改善が感じられなかったことは残念である。総務部担当課の更なる尽力が求められる。

又、環境課においては、現金を取り扱う業務が多い上に、事務範囲が広いこともあり、手数料の滞納処理まで手が回っていない印象がある。今後、DX化の推進方針に関連づけたキャッシュレス化を進めたり、外部委託の範囲を広げるなどの工夫を積極的に進めることを期待する。この対応を含めた人材活用という視点においては、再任用職員や役職定年に達した職員の配置について、これまでに培われた能力をどのように組織力のアップに活かすかが重要となる。今後、このような職員が増加する見込みであり、個々の職員の状況を把握した上で、どのような配置が望ましいか、検討をお願いする。

今日の簡単に増員できない状況において、事務の増量や拡大、DX化といった新方式の採用などに対応して市民サービスを向上させるためには、職員一人ひとりが常にどうすれば事務を改善できるか。その事務を庁内にどうやって波及させ、定着させるかという積極的な姿勢を持つことが必要である。このことを念頭に置き、管理職がそれを率先して行動で示し、組織としてそれぞれが所管する事務を執行して頂きたい。

最後に、市が抱えるリスクの顕在化を未然に防ぐとともに、市の組織が相互に連携して市全体が一丸となって市民サービスの向上を目指す体制を整えるには「内部統制」という働きを検討する時期となっていると思われる。地味で目立たない事案ではあるが検討を提案する。